

環境影響評価審査書

68 ポーラ美術館建設事業

I 総括事項

箱根山は富士火山帯に属する典型的な複式火山で、カルデラ内に生じた火口原湖である芦ノ湖や神山、駒ヶ岳など7つの中央火口丘を明神ヶ岳、長尾峠、箱根峠などの外輪山が囲み、その外輪山を切り割って早川と須雲川が東流している。また、箱根には14種におよぶ泉質の温泉があり、その総数、総湧出量ともに関東地方で第1位の座にある。

箱根は、海に近いことから年平均気温は14度と比較的温暖であるものの、山岳地であるため年降水量は2,400ミリメートルと県内で最も多い地域である。こうした気候風土の中で、植物相をみると標高700メートルから800メートルを境に常緑広葉樹林域と夏緑広葉樹林域に分かれているため植物の種類は豊富であり、この植物により育まれる鳥類や昆虫類の種類も多い。さらに、首都圏に近く、その豊かな自然環境が着目されたことなどにより、明治以降は生物研究の場となり、ハコネコマツツジやハコネアザミ、ハコネサンショウウオなど和名にハコネを冠した動植物の種類も多い。

また、箱根は古くから東海道における交通上、軍事上の要衝として関所が設けられ、箱根関所は江戸時代には最も重要な関所の一つであったが、湯本、塔ノ沢、宮ノ下をはじめとする箱根の豊かな温泉は「箱根七湯」として日本中に知れわたり、湯治場としてのにぎわいをみせるようになり、関所を中心に宿場町へと発展した。さらに、明治になると日本に来た外国人が保養に訪れるようになり、鉄道や道路などの交通の近代化や温泉の開発が急速に進んだ。

こうした箱根の自然や温泉保養地としての発展を背景に、昭和9年に初めて国立公園に指定された瀬戸内海国立公園等の8つの国立公園に次いで、箱根は昭和11年に「わが国の風景を代表するに足る傑出した自然の風景地」として富士箱根国立公園に指定（伊豆地区等は昭和30年以降に追加指定）され、まさに神奈川の誇る国際的観光地としての地位を確立するに至った。

箱根は、首都圏から近距離で、豊かな自然環境に加え、史跡と温泉に恵まれていることから、戦後の観光の大衆化に伴い身近な観光地としての利用が急激に増加した。特に高度成長期には、道路などの交通網の整備や別荘地、ゴルフ場、レクリエーション施設等の開発が進み、今では年間約2,000万人の観光客が四季を問わず、療養、休息、行楽等に訪れるところとなっている。

このような古くからの観光地としての利用と開発は、箱根を人々に親しみやすく訪れやすい場所としたが、その反面、箱根の貴重な自然林は次第に蚕食され、特に標高約800メートル以下の地域では、スギ・ヒノキの造林地が多く、自然林の残されている場所は少なくなっている。

（仮称）ポーラ箱根美術館建設事業（以下「本件事業」という。）は、このような状況におかれた箱根のほぼ中央北側、箱根火山中央火口丘最北端の小塚山の南側に位置する箱根町仙石原字小塚山1285-453他の約5.7ヘクタールの土地（以下「実施区域」という。）に計画するものである。その計画内容は「箱根の自然と共生し、印象派絵画を中心とする美術館」のコンセプトのもとに、展示・収蔵予定美術品約9,520点（内訳は絵画・版画集約1,680点、陶磁器・ガラス工芸品・香水ビン約1,140点、化粧用具約6,700点）、美術館建物の延床面積8,050平方メートル、年間入館予定者数約60万人、付属駐車場の収容台数220台という大規模な美術館を建設しようとするものである。

実施区域は、県道733号や町道、私有地をはさんでAからEの5つの地区からなり、美術館本体はA地区に、駐車場はB地区及びC地区に配置し、D地区及びE地区は保存緑地とする計画となっており、実施区域全体での造成面積の割合は約25パーセント、地形保全面積の割合は約75パーセントとしている。

実施区域の間には、強羅から仙石原に至る県道733号が通じているが、この県道沿いは保養所と別荘が点在するのみで、箱根における他の主要道路に比較して交通量も少なく、路線バスの運行本数も日に数便と極めて少ない。

さらに、周辺の状況についてみると、小塚山北側は別荘地として開発され、麓には早川沿いの国道138号と県道733号を結ぶ町道17号が通っているが、大型車の通行は困難で一部に勾配の急な箇所もある。

自然環境についてみると、この小塚山の南側の地域は、西側が台ヶ岳に連なり、東側は早川へと続く比較的緩やかな傾斜地であり、地質的には、主に箱根火山中央火口丘から流れ出た岩屑流堆積物及び小塚山安山岩質溶岩からなっている。この地域の植生をみると、標高約700メートル付近から冷温帯になるとされており、ヤブツキクラス域の上限からブナクラス域の下限にまたがる移行帯に位置していることから、多種の樹木で構成される樹林で覆われた優れた自然環境を有している。また、これらの森林を生息域とするオオタカなどの飛翔も確認されている。

実施区域を概観すると、標高約740メートルから790メートルの範囲にあり、概ね西から東へ向かって傾斜しており、実施区域北側のA地区には小塚沢が、C地区のほぼ中央には大畑沢の支流が早川へと流れ、実施区域より約70メートル下流の大畑沢支流には水の澄んだ冷水域に生息するムカシトンボが分布している。植生についてみると、潜在自然植生はヤマボウシ・ブナ群集であるが、現存植生は実施区域の一部に植林や人為的な利用がされた後に成立する代償植生が見られるものの、帰化植物の割合や人為の影響も少なく、全体として自然性の高い植生で覆われている。その中でも美術館建物が予定されているA地区は最も自然性が高く、ブナ、ヒメシャラの大径木が存在している。また、国のレッドデータブックで危急種と指定されているオトメアオイや富士箱根伊豆国立公園の指定植物あるいは神奈川県産学術的貴重種として指定されているトウゴクサバノオ、ギンリョウソウなど貴重な植物が数多く生育している。

実施区域の周囲は、北西側に保養所や別荘がある程度で、その他は自然林が広がっている。特に、実施区域の東側で、小塚山南東側の緩斜面は、ヤブツバキクラス域の上限の自然植生とブナクラス域の下限の自然植生を形成しており、低海拔分布型のヤマボウシ・ブナ群集がまとまって生育し、ブナ、ヒメシャラ、ヤマボウシの混生する極めて自然性の高い状態が残されている。箱根では、これまでにブナ林が分布するような地域はほとんど開発されてしまっているため、面的に広く残されているのはこの小塚山周辺地域だけであり、植生学的にも貴重な地域である。

次に、土地利用規制等についてみると、実施区域の全体は、富士箱根伊豆国立公園の第2種特別地域A区域に指定されており、本件事業に係る土地形状の変更等の行為については環境庁長官の許可が必要である。また実施区域の北側の小塚山南斜面から早川沿いにわたっては、原則として開発行為が認められない第1種特別地域に指定されており、実施区域はこの地域に隣接する極めて自然性の高い場所である。ちなみに自然公園法第17条の規定に関し県が定めた「箱根地区における建築物等設置審査基準」によれば、第2種特別地域A区域は、「特別保護地区や第1種特別地域に準じ、自然環境を保護するため開発を厳しく規制する区域」とされている。

また、都市計画法上は、都市計画区域内未線引用途無指定地域であり、国土利用計画法第9条の規定を受けて定められた「神奈川県土地利用基本計画」では、「市街化調整区域における土地利用に準ずるもの」とされ、「原則として都市的な利用を避け、良好な都市環境を保持するための緑地等の保全を図り市街化を抑制する」とこととされている地域である。

一方、「神奈川県環境基本計画」では、箱根地域は、①豊かな自然環境に恵まれ、各種の資源が豊富に存在している地域、②箱根火山の特性から土砂災害の発生危険性が高い地域等の評価がされている。

さらに、「箱根町第4次総合計画」では、土地利用構想として5つのゾーンごとに土地利用の方向づけをし、国立公園第2種及び第3種特別地域のA区域を風致保護ゾーンに位置づけ、「自然保護ゾーン（特別保護地区、第1種特別地域）に準じて、国立公園としての風致景観の維持を図る」としている。

このようなことから、神奈川県環境影響評価審査会及び県では、住民及び箱根町長から提出された環境保全上の見地からの意見、事業者から提出された見解等を踏まえ、実施区域が第1種特別地域に隣接するとともに、実施区域及びその周辺地域がブナクラス域の下限に位置する貴重な植生を有し、多種多様な動物の生育が確認されていること、豊富な地下水が存在していること等の地域の環境特性と日本の国立公園内では最大規模となる美術館建物の建設という本件事業の特性を考慮しながら審査を行ってきた。

もとより、箱根は日本を代表する国立公園であり、その自然は県民のみならず国民全体の財産ともいえるべきもので、将来にわたり良好な状態で残していく必要がある。

しかしながら、日本の自然公園は、土地所有形態のいかんにかかわらず、すぐれた自然の風景地を指定するという、いわゆる「地域制」を採用しており、現に富士箱根伊豆国立公園の箱根地域においても私有地の割合が約3分の2を占めている。このため、箱根の自然は常に保護と開発の問題を内包していると言えるが、そうであればこそ、とりわけ優れた価値を有する自然が残された場所で事業を計画する際には、事業の必要性とその場所での立地の必然性

についての慎重な検討が求められる。また、事業の実施に際しては、地形の改変量を最小限にとどめ、生物相が多様で自然性の優れたところは極力保存するという土地所有者としての配慮が必要である。

事業者は、環境影響予測評価書案（以下「予測評価書案」という。）において、本件事業については計画全般にわたって特別な配慮が必要であり、貴重な自然の中に美術館を置くことを積極的に意義づける計画としたとしている。しかし、実施区域の位置や自然環境と駐車場を含めた美術館トータルの規模とを勘案すると、自然との共生を目標とする本件事業の精神は、より積極的に自然環境を保全することに対して向けられるべきである。

本件事業に係る予測評価書案による具体的な事業計画及び環境に対する配慮を見ると、A地区を中心とする現存植生は極力保存するとともに、A地区に比べて比較的自然度の高くない地区では、自然度の高い植生への遷移を促進して積極的な自然の保全と再生を図るなどといった緑環境計画の考え方の導入や土地改変面積を極力少なくする建物構造などの工夫は認められるものの、実施区域の置かれた自然環境上の位置づけに対する認識は必ずしも十分とは言えない。

特に、実施区域から早川沿いにかけての東側斜面は、ブナ林としての樹種の構成や植物群落の構造が良好な状態に保たれており、小塚山南麓の貴重な自然環境を支えていることから、事業実施にあたっては広域的な視点に立った環境への配慮が課題である。

次に、本件事業における来館者の自動車利用についてみると、年間約60万人の入館者数を想定し、供用後における来館者の自家用車の発生（往路のみ）台数は、ゴールデンウィーク等を除いた平均的な休日（1日あたり505台（バス50台、乗用車455台））とし、更に自家用車以外の手段による来館者数は、同じく平均的な休日（約600人、その交通手段を強羅駅からのバス（17台/日）、タクシー（169台/日、いずれも往路のみ））を利用すると想定している。

ところで、近年、国公立公園内における過度な自動車利用の増大は、植生への悪影響という保全環境の悪化のみならず、自然とのふれあいや自然観察の場などとしての利用環境の阻害といった現象を引き起こしている。そこで、現在、国内外の国公立公園あるいは観光地では、自動車の過密利用の問題に対処するため、土地所有者、関係機関の連携の下で公共交通機関利用への転換やパークアンドライドなど種々の方策が試みられている。

こうしたことから、本件事業の実施にあたっては、これらの事例を調査するとともに、今までの自動車利用の実態を当然の前提とすることなく、自然環境に配慮した交通アクセスのあり方を提起することが求められる。

以上、この計画の土地利用に重要な関わりをもつ自然環境の位置づけ等を明らかにしてきたが、このことを十分に認識するとともに、次の5つの視点を十分考慮し、実施区域及びその周辺の環境が永続的に保持できるように予測評価書案の内容について更に検討を行う必要がある。

第一は、計画地の選定等についてである。

予測評価書案では、「建設地選定の理由」の中で、箱根は利便性や文化度が高く、実施区域が美術館の中心となる印象派絵画などの美術と共生するにふさわしい優れた自然を有していることを選定の理由としている。

しかし、実施区域は、国立公園第1種特別地域に隣接する同第2種特別地域A区域で、自然環境を保護すべきとして、建築行為等に対する規制も厳しい地域である。さらに、箱根は今も火山性ガスを噴出する地区があり、特に実施区域は大涌谷に近いことから硫化水素ガスによる美術品への悪影響も懸念されている。これに対し、審査の過程で、実施区域以外の場所についても事業候補地として検討したことが明らかになったことから、事業計画地の選定を行う際に比較検討した他の候補地について、環境の視点を中心にしながら各々の適否を明確にし、事業の必要性その他の要件も加え、実施区域を適地として決定するまでの検討経過を具体的に記述する必要がある。

また、自然との「共生」を予測評価書案に掲げているが、元来、共生は生物学用語で、異種の生物と一緒に生活している現象のことをいう。そこで、共生を本件事業のコンセプトに取り入れた理由及び共生という言葉で表現しようとした理念を明確にする必要がある。

第二は、広域的な視点に立った環境配慮である。

事業計画では、美術館建物の配置についてブナの大径木を避け、潜在自然植生であるブナ等の自然度の高い植生への回復を意図した緑環境計画を作るなど自然環境への配慮の工夫が見られる。

しかしながら、実施区域は台ヶ岳から早川にかけての貴重なヤマボウシーブナ群集の一部を構成しており、特に本件事業との関連でみた場合に、実施区域から早川にかけて広がる群落構造の発達した自然林とその中に散在するブ

ナ、ヒメシャラ、イタヤカエデ等の大径木の存在はブナ林本来の姿を示していると考えられる。このため、事業実施に際しては、実施区域内に限った局地的な視点のみならず、実施区域及びその周辺の置かれた自然環境を、とりわけ第1種特別地域との連続性を適正に評価し、より広域的な視点での自然環境保全上の配慮が不可欠である。

第三は、配置計画等の検討経緯とその抜本的な見直しである。

予測評価書案によると、美術館建物はまとまった形で建物を配置することが可能で地形改変を少なくするため緩やかな勾配の土地に配置する必要からA地区に配置することが適切と判断したとあり、A地区の中でも自然への影響を極力少なくすること等について検討し、南西側に配置したとある。また、駐車場についても、観光のピークシーズンには臨時駐車場を確保するとしてうえて、地形の改変を極力減らし、かつ大径木を極力保存するため、B地区に大型車用を配置し、C地区に乗用車用を配置したとある。

しかしながら、A地区はブナの大径木も存在するなど実施区域内では最も自然性の高い地区であることから、これらのことに配慮した配置計画とする必要がある。また、B地区及びC地区に設置される220台の駐車場は箱根でも有数の規模のものとなることから、駐車場設置に伴う自然改変の規模の縮小を検討することはもとより、自然環境に配慮した交通アクセスのあり方を可能な限り明確にし、その実現に努める必要がある。

このため、美術館建物及び駐車場の配置計画や規模について、自然環境保全の視点に立った検討の経緯を明らかにし、さらに駐車場については、自家用車での来館を減らすような対応策や隔地の臨時駐車場の常設化と当該駐車場からの専用の低公害バスの運行などの方策の実施を検討し、駐車場規模を縮小する方向で、抜本的な見直しを行う必要がある。その上でなお実施区域において確保することがやむをえないと認められる収容台数の駐車場を設置するにあたっては、地形や植生を考慮した駐車場の配置方法等、自然環境への負荷がより少ない計画となるよう、きめ細かく検討する必要がある。

第四は、事業実施にあたっての環境配慮であり、配慮すべき事項として次の2点がある。

一点目としては、本件事業は、実施区域の約75パーセントの緑地を保存・保全する計画となっているが、当該地が自然性の極めて高い場所であることに鑑み、極力現況の自然を維持していく方向で検討するとともに、保存・保全緑地や植栽等に対しては万全の措置を講じ、周囲の生態系に影響を及ぼすことのないように配慮する必要がある。

二点目としては、本件事業は、美術館建物の地下部分の工事のため、深さ123メートル、土量約53,000立方メートルの掘削を行うこととしているが、実施区域及び周辺地域には、豊かな地下水が流れ、近くには水道の取水源も存在している。このため、本件事業による大規模な掘削や構造物が地下水へ与える影響を十分考慮した対策を講ずるとともに、土砂災害の発生を防ぐために地下水による建物及び擁壁への影響についてもさらに検討する必要がある。

第五に、工事中及び供用開始後のフォローである。

環境アセスメント制度は、手続の過程や審査の結果が事業の実施に際し具体的にどのような効果をあげているかを確認することが今後の制度の運用を向上させるうえで重要である。とりわけ本件事業については、この地域のもつ環境特性や美術館としての規模等を十分に踏まえて、美術館建設の事業着手前の事前調査、工事中及び供用開始後の維持管理及び動植物の状況等についてきめ細かなモニタリングを実施する必要がある。

以上、この計画の土地利用に関し環境保全上重要な係わりを持つ事項を中心に、総括的な視点からの審査結果を述べてきたが、予測評価書案について個別事項に係る審査の結果は次のとおりである。事業者は、予測評価書を作成するにあたっては、これらの内容を十分踏まえ適切な対応を図る必要がある。

II 個別事項

1 騒音

美術館建物外部に設置する空調用圧縮機等の機器については、消音ボックス等による防音対策を施し、5デシベル以上減衰させることを前提として予測及び評価を行っているが、その具体的な防音対策の内容は予測評価書案では示されていない。

そこで、実施区域及びその周辺が静穏な地域であることから、予測の前提となる防音対策について、類似事例を提

示するなど具体的内容を示すことにより、予測結果の妥当性を明らかにすること。

2 廃棄物

予測評価書案によると、廃棄物については、工事中は伐採植物と建設廃材等が、供用開始後はレストランから厨芥類、その他の施設から紙くず、木くず、ビン、缶等が発生するとしている。これらのうち、伐採樹木の一部を建材や巣箱として利用するなど極力再資源化を図るとしている。

しかしながら、更に徹底した廃棄物の減量化と資源のリサイクルを積極的に進めることが重要であるという観点から、供用開始後の施設から発生する廃棄物ばかりでなく、年間約60万人の来館者による路上等の散乱ゴミ対策を含めた廃棄物の分別、保管、処理、処分等の方法を明らかにするとともに、レストランから発生する厨芥類も含めた廃棄物の資源化、減量化について具体的に検討すること。

3 地象

（1）擁壁等工作物の安全性について

予測評価書案によると、美術館建物部分の掘削は最大切土高約23メートル、法面の勾配が約1：0.8で切土量は約53,100立方メートルとなり、掘削後の法面はPC板で覆い、グランドアンカーにより切土面に固定する工法とすとなっている。また、実施区域の地質は、岩屑流堆積物や小塚山安山岩質溶岩などから成っており、地層の変化が激しくN値の変動幅も大きいため、予測に使う土性値は安全側をとったとしている。さらに、現況地盤は、調査により一様な地下水がないことから、今後の調査や工事中に湧水等が確認された場合には水平排水孔及び地下排水溝により対処し、地下水による掘削部分の斜面への影響がないように配慮するとしている。

しかしながら、予測評価書案では、工事中の掘削部分の安全確保についての記述が明確ではないことから、工事の施工方法を明らかにした上で、掘削途中の切土面の安定性や、擁壁の底版部のみが完了し、美術館本体建物が施工されていない時点での浮力に対する安全性など工事中の安全確保についても検討すること。

また、供用開始後についても、切土面の安定性を明らかにするとともに、建物の荷重に対する擁壁底版の押抜きせん断耐力についても検討すること。

（2）地下水への影響について

予測評価書案によれば、美術館建物を囲むドライエリアの平面形状は、必要面積を確保しつつ、周囲の自然に対して影響を少なくするため円形にしたとなっている。

しかし、実施区域及びその周辺地域には豊かな地下水が存在し、大畑沢支流の上流部や下流の早川周辺には水道の取水源があることから、構造物が地下水へ与える影響について考慮することも重要である。

したがって、A地区の掘削による地下水への影響を考慮する観点から、地下水の現況を把握した上で、美術館建物の基礎及びドライエリアの斜面に設けるPC板グランドアンカー押さえ等の構造や、工事中における地下水への影響を軽減する対策について十分検討すること。

4 動物

（1）調査について

予測評価書案では、陸上動物については実施区域及びその周辺100メートルの範囲を調査地域とし、また、水生生物については実施区域を流れる沢とそれが流入する早川に調査地点を設け、平成6年から平成7年にかけて調査項目ごとにそれぞれ期間及び方法を設定して行ったとなっている。

しかしながら、実施区域は極めて自然が豊かで、多種多様な動物が生息していることから、これらの調査の範囲、時期及び方法が十分なものであったのかについて明らかにするとともに、生態系の底辺を担う土壌動物等の追加調査についても検討すること。

次に、予測評価書案によれば、実施区域周辺でオオタカの飛翔が確認されたとなっている。オオタカ等の猛禽類については、平成8年に環境庁から「猛禽類保護の進め方」が刊行され、調査の方法等について新しい知見が示されたことから、これに準拠して、少なくともオオタカの営巣状況の確認調査の実施を検討すること。また、営巣環境を把握するため、実施区域内にあるオオタカの営巣可能な樹木の分布についても調査すること。

さらに、予測評価書案では、哺乳類の分類の一部に誤りが認められるので、必要な修正を行うこと。

（2）巣箱の設置計画等について

予測評価書案によれば、事業の実施により伐採される樹木の一部には、樹洞を利用した鳥類や哺乳類が生息しているため、伐採した樹木の樹洞等を利用した巣箱を実施区域内の保存される樹木にかけ、樹洞を利用する動物の生息環境に配慮するとなっている。

しかしながら、巣箱の設置は、樹洞を利用する動物の種類構成、生息密度、生活史、生態系のかく乱等を考慮して行うことが重要であることから、これらを十分に考慮した設置や維持管理について再検討をし、その結果を明らかにすること。

5 植物

（1）緑環境計画等について

予測評価書案によれば、A地区の落葉広葉樹林をヒメシャラ群落であるとし、二次林ではあるが発達した階層構造をもつなど自然休に近い樹林と考えられるため、植生自然度を8としている。また、「緑環境計画」によると、A地区を中心とする現存植生は極力保存し、A地区に比べて比較的自然度の高くない地区では、潜在自然植生であるブナ、ヤマボウシなどのポット苗を補植して自然度の高い植生への遷移を促進するなど、積極的な自然の保全と再生を図るほか、地形改変地の移植可能な樹木の移植を行うとともに、実施区域内に繁茂するアズマネザサについては、周辺の建物や道路に合わせ、積極的利用を図るとしている。

しかしながら、実施区域は一部に胸高直径1メートルを超えるブナの大木が存在するなど自然性の高い区域であり、樹木の新植、捕植等及び供用開始後の維持管理については慎重に計画し、実施することが重要である。そこで、次の点について更に検討、工夫を加えること。

- ① A地区の現況植生をヤマボウシブナ群集（植生自然度9）としなかった理由及び実施区域の植生自然度の判定が緑環境計画へどのように反映されているかを明らかにすること。
- ② 緑環境計画に基づく保全緑地の具体的な管理について、誰がどのように実施するのかを含めその考え方を明確にするとともに、ヤマボウシブナ群集の回復促進とアズマネザサの管理のゾーン分けについて検討し、その結果を明らかにすること。
- ③ 潜在自然植生種の補植や地形改変地の樹木の移植を行う際の時期、場所、方法及び具体的な生育管理方法並びに樹種の組み合わせ等について明確にすること。
- ④ 実施区域におけるブナの重要性を考慮し、伐採、移植、残存及び補植の計画について、その詳細を明らかにすること。

（2）空調屋外機の排気による影響について

予測評価書案では、美術館の空調設備は電気によるヒートポンプ方式となっており、3台設置される空調屋外機から排出される冷温風が周辺の自然環境へ与える影響が懸念される。特に、美術館建物の周辺の潜在自然植生は、冷温帯のヤマボウシブナ群集であることから、夏季における温風の影響を受けやすいと考えられる。

したがって、美術館建物の空調屋外機から排出される冷温風が周辺の植物へ与える影響を予測すること。

6 生態系

（1）駐車場における排出ガス等が生態系に与える影響について

予測評価書案によると、駐車場は自然になじむように、樹木を極力残した緑豊かな駐車場とし、B地区に設ける大型車用の駐車場については、既存の樹木の位置を考慮した配置とするとしている。

しかし、これら駐車場における車両の走行及び排出ガス並びに夜間照明による動植物への影響が考えられることから、これらの影響を軽減させるための、具体的な方策を検討すること。特に、神奈川県生活環境の保全等に関する条例により、駐車用の供する部分の面積が500平方メートル以上の駐車場を管理する者は、利用者に自動車の原動機を停止すべきことを周知させる措置を講じなければならないとされていることから、この規定に従い、駐車場内での車の待機中にエンジンを停止させる具体的な方策についても検討すること。

また、実施区域は冬季に積雪することが見込まれるが、融雪剤の使用は動植物への影響が考えられることから、駐車場等が積雪した場合の自然環境に配慮した対応方法について明らかにすること。

（2）排水による影響について

予測評価書案では、工事中の根切面の雨水などについては、沈砂槽により沈砂処理を行った後、協議により指定された水域へ放流するとあるが、具体的な処理方法及び放流先については明らかにされていない。また、供用開始後の美術館建物周辺の雨水は大畑川支流の沢へ放流し、駐車場等造成部分の雨水は開発前の流量にして大畑沢支流の沢へ放流するとあるが、それぞれの放流先への影響については明らかにされていない。

そこで、工事中の雨水排水の具体的な処理方法や放流先を明確にするとともに、工事中の雨水排水による周辺地域及び河川への影響を軽減する方策や、供用開始後の雨水排水が大畑沢支流の流量、水質、水温等に与える変化の詳細及び動植物に対する影響を軽減する方策について検討すること。

また、掘削工事中に地下水が浸出すると考えられることから、その処理方法や地下水の減少による動植物への影響を軽減する対策について、浸出量を想定した上で雨水排水と含めて検討すること。

（3）遊歩道について

予測評価書案は、A地区の沢沿いにブナの巨木に向けて木製のデッキで遊歩道を整備し、来館者が優れた自然に親しめる計画とされている。

しかしながら、実施区域の中ではA地区が最も自然性が豊かな地区であることから、その必要性について再検討することが望まれるが、仮に設ける場合においては、人の踏み固めなどによる影響を極力少なくすること。

また、C地区に設ける遊歩道についても、その必要性等について再検討すること。

（4）実質的な改変区域について

予測評価書案によれば、建設工事は、周辺樹木の保全のため、工事範囲を拡大しないように内側から施工し、また、工事用車両等の搬出入口は、町道を利用して建物範囲に最も近いところに設け、仮設建物や工事用駐車場など仮設ヤードについても、工事範囲を拡大しないようにB、C地区の駐車場予定地を利用するとある。

しかしながら、工事中には建築物や擁壁等の工作物が設置される部分の周囲や仮設工作物の設置場所、残土の仮置場等で、一時的でも改変される部分が生じることが通例である。そこで、実施区域の自然環境に少なからぬ影響を与えることが考えられることから、工事に伴い一時的に改変される部分を含めた実質的な改変範囲を明らかにするとともに、影響が懸念される場合は、その対策についても検討すること。

7 景観

（1）予測の時期について

予測評価書案では、景観の予測について、ハイキング客や観光客の多い夏季及び秋季に撮影した写真をもとにフォトモンタージュにより行っており、その予測結果は、美術館建物や駐車場は樹木に隠れ、わずかに視認できる程度としている。

しかしながら、実施区域及びその周辺の森林は主に夏緑広葉樹林であることから、冬季においては落葉により予測結果の内容が変化する可能性がある。特に、展望地点No. 8（箱根ロープウェイ）については、冬季においても利用者が多いことから、冬季における影響について予測、評価を行うこと。

（2）県道からの景観に対する影響について

予測評価書案によれば、乗用車用の駐車場は、C地区の県道から最も離れた低地側を中心に地形に沿う形で配置し、県道を通行する公園利用者から見えにくくするよう配慮したとある。

しかし、大型車用の駐車場は樹木の間隔が大きいB地区に配置していることから、駐車場が県道からの景観に対してどのように影響を与えるのかを明らかにすること。また、県道沿いに案内板等を設置する計画があれば、その計画を明らかにするとともに、それらによる景観への影響や影響を軽減させる対策についても併せて検討すること。

（3）美術館建物の仕上げについて

予測評価書案では、美術館建物は景観上の配慮から地上2階地下3階建とし、地上部の高さを8メートル以内に抑え、1階及び2階の壁面には花崗岩プレートを張り、色彩的にはグレーを基調としたとしている。

しかしながら、建物が自然に調和するためには、その仕上げ材の詳細についても配慮が必要であることから、美術館建物の外部仕上げ材の材質、仕上げ方法等を検討し、その結果を明らかにすること。

8 安全

（1）駐車場の規模について

予測評価書案によれば、駐車場必要台数は、美術館の年間入館者数を約60万人と想定した上で、平均的な休日のピーク時間に対応できる台数を確保することを前提とした220台としており、ゴールデンウィーク等のピークシーズンについては、臨時の路線バスの増便や、外部に設けた臨時の駐車場から専用バス輸送で対応するとしている。

しかしながら、算定基礎となる年間入館者数の想定根拠等が必ずしも明確でない。そこで、駐車場の必要台数について、算定根拠である美術館の想定年間入館者数及び路線バス等による輸送人員の妥当性並びにそれらを基にした必要台数の算定方法を明らかにするとともに、ピークシーズンに設ける臨時駐車場の位置や規模等具体的な対応策についても明確にすること。

さらに、実施区域の自然環境に配慮した駐車場の配置計画の検討と併せ、臨時駐車場については、常設の隔地駐車場とすることや、自家用車での来館をさらに減らすような対応策の実施を検討するなど、駐車場規模を縮小する方向で、駐車場計画を抜本的に見直すこと。

なお、隔地駐車場を常設とする場合には、この駐車場の環境への影響に対する予測評価を行い、対策が必要な場合は、その内容を明らかにすること。

（2）交通量調査について

予測評価書案の交通量調査は、平成7年10月及び11月であるが、その後、平成8年8月にガラスの工芸品を展示する施設が実施区域の北約1キロメートルの地点にオープンし、以来、1年間で67万人の入館者を集めていることにより実施区域周辺の交通量が増加している状況が見られることから、平成7年の調査時点と現在との交通量の違いを明らかにし、それを基に交通安全についての予測結果の妥当性を明らかにすること。

9 その他

（1）燻蒸薬剤の代替物質について

予測評価書案によれば、美術品を害虫等から保護するための燻蒸装置を設置し、薬剤として臭化メチルを使用することとなっている。

しかしながら、臭化メチルについては、オゾン層破壊物質として西暦2010年までに使用が全廃される物質となっており、地球環境保全の観点から、代替薬剤の検討を行うこと。また、その代替薬剤の排出に当たっての具体的な処理方法についても明らかにすること。

（2）モニタリング等について

実施区域が豊かな自然環境の中にあることから、本件事業の工事中及び供用開始後における施設等の適切な維持管理及び必要なモニタリングを行い、審査を通じて得られた結果や環境保全対策等が、具体的にどのような効果をあげているかを確認していくことが本件事業の場合とりわけ重要である。特に、工事中の実施区域周辺の湧水や移植した後の植物の状況、帰化植物の侵入、供用開始後の動物の生息回復の状況等についてはモニタリングを行っていく必要がある。

したがって、事業着手前の事前調査を含め、工事中及び供用開始後に行う管理及びモニタリング事項について整理し、それらのデータの保存や維持管理での活用を行うとともに、工事完了後5年までを目途として一定期間ごとにモニタリングの結果を県に報告するとともに、地域住民にも公表すること。